

## 三田市新成長戦略プラン実施計画 取り組み項目と内容

### ■基本目標1 「市民力・地域力の発揮」

今後の取り組み方向 (中分類) (小分類)		No.	項目	内容	H25	H26	H27	H28	実施主担当課
(1) 人づくり・地域づくり	生きがいづくり	1	高齢者の概念の見直し	「元気な高齢者が地域を支える」との意識啓発を進め、高齢者の概念を見直すなど、「高齢者」の地域でのあり方を検討する。また、今後増加が見込まれる高齢者バス・鉄道運賃助成、敬老行事補助金について、持続可能な制度に向けて見直しを行う。	(敬老) 検討	実施	→	→	コミュニティ課
					(バス鉄道) 委員会設置	→	実施	→	
			(元気高齢) 委員会設置	提言・啓発					
	担い手づくり	2	学習活動の見直しによる多様な人材の発掘	高齢者大学等の学習機会の仕組みの改変(対象年齢・名称・カリキュラム等の変更)により、個人が、まちづくり活動に主体的に参画しやすい仕組みや、地域活動へ繋がる仕掛けを構築していく。	研究	調整・準備	実施	→	生涯学習支援課
	地域での活動	3	様々な住民が参加しやすい場づくり(「井戸端会議」等の設置支援)	若者や女性をはじめ、地域内の様々な住民が気楽に参加し、意見交換や情報共有ができる場を創出するため、「井戸端会議」等のラウンドテーブル設置に向け、地域担当職員等を通じた呼びかけや支援を行う。	準備の整った地域から順次設置	→	→	→	地域支援課
地域課題の共有と解決に向けた取り組み	4	新たな地域づくり組織の検討と支援(ふるさと地域交付金の検討)	地域担当制度を活用して、地域づくり会議など地域のまちづくりを考える組織を検討するとともに、地域が主体的に取り組むための財政面での支援([仮称]ふるさと地域交付金)の検討を行う。	地域づくり会議 順次設置	→	→	→	地域支援課	
					ふるさと地域交付金 試行	→	ふるさと地域交付金 本格実施		
	5	地域づくりのための制度の活用(市街化調整区域内のまちづくり支援制度の創設)	市街化調整区域には、無秩序な市街化を抑制する都市計画法上の規制が設けられているが、既存集落のコミュニティ維持等の目的で市街化を促進するおそれがない行為は認められる場合もあることから、地域が主体となり土地利用計画を作れる仕組みを作る。	都市計画マスタープラン見直し方針に合わせて制度検討	まちづくり支援制度の検討及び 条例制定	制度実施	→	都市計画課	

今後の取り組み方向 (中分類) (小分類)		No.	項目	内容	H25	H26	H27	H28	実施担当課
(2) 活動団体	団体への支援	6	市民が支える市民活動支援の仕組み	市民活動団体やNPO法人が、認定NPO法人を取得するための支援を行う。また、認定NPO法人に対する寄附金への市民税の税額控除を導入する。合わせて、その他の財政支援方法を検討する。	認定取得支援・税控除制度実施	その他財政支援方法検討	→	その他財政支援実施	コミュニティ課
	団体の活性化	7	地縁型団体の組織活性化と事務局体制の見直し	地域課題に応じて女性や高齢者の力が発揮されるよう、既存の地縁型団体の活性化を目的として補助金等を見直すとともに、事務局のあり方について区・自治会連合会や他部署の団体事務を含めて一元化を検討する。	補助金見直し検討	補助金見直し順次実施/一元化検討	→	実施	コミュニティ課
(3) 活動拠点と情報	拠点機能の発揮	8	施設利用ルールの見直し(市民センター等の利用基準見直しと利便性向上)	市民活動や地域活動の拠点施設としての位置づけを明確にするとともに、市民センター等での予約、キャンセル、納付、還付等のルールや減免基準の見直しを検討する。	検討・準備	順次実施	→	→	地域支援課
		9	活動拠点としての施設利用の一般化(中央公民館の市民センター化)	三田市社会教育委員の会から平成24年度に提出された答申を踏まえ、中央公民館を社会教育法に基づく施設から、地方自治法第244条の公の施設である市民センター化をはかる。	方針決定	関係者協議	実施	→	生涯学習支援課

■基本目標2 「行政力の向上(信頼される行政運営)」

今後の取り組み方向 (中分類) (小分類)		No.	項目	内容	H25	H26	H27	H28	実施担当課
(1) サービス提供の構造見直し	市民サービスの見直し	10	昼休みの概念の見直し	昼休みの概念を見直し、原則として執務時間中はいつでも対応ができるよう、柔軟なサービス体制に見直す。(新庁舎移転後の新年度開始)	検討	→	実施	→	企画政策課
		11	新庁舎におけるICT整備	H27の新庁舎供用開始に併せ、様々なICT(情報通信技術)を導入することにより、効率性を高める職場をつくり、来庁者や市民の利便性の向上を図る(交付順番表示システムの導入、災害情報システムの整備、税・住民情報システム等の再構築等)	整備方針の決定・システム構築	導入準備・システム供用開始	順次システム供用開始	→	情報推進課 防災安全課 管財課
	民間活力の導入	12	指定管理者制度の推進(図書館)	現行の図書館体制を行政と民間との役割分担の観点から見直し、民間にゆだねることができる分野について、平成26年度をめどに指定管理者制度を導入する。	制度の検討と指定管理者選定	指定管理者制度の導入	→	→	図書館

今後の取り組み方向 (中分類) (小分類)		No.	項目	内容	H25	H26	H27	H28	実施主担当課
(2) 人材育成と人事管理	職員の育成と能力開発	13	人材育成と意識改革	職員の意識改革を促すための研修を強化する。技術や知識より意識変革に重点を置き、各階層別研修を実施する。特に管理職層及びベテラン職員について意識改革を促すことで、職場全体の意識改革を推進する。	研修内容見直し実施	→	→	→	人事課
	人材活用と定員管理	14	職員のモチベーション向上と積極的な人材活用	人事評価制度とリンクさせながら、効率的な人材活用や人材育成を推進するとともに、女性職員の積極的な登用を進める。また、職場希望制度、庁内応募制度などを導入するとともに、高度化・専門化する業務に対応できるよう、専門職の任期付任用(例:弁護士、税理士等)についても検討し活用を図る。	制度設計	順次実施	→	→	人事課
	人事・給与制度の再構築	15	人事評価制度の拡充	適正に能力や実績が評価され、昇任や昇給、希望職場への配置等制度の確立を図り、システムを構築することで、組織力の向上を図る。	現行制度検証	監督職への反映	→	→	人事課
		16	給与制度、手当の適正化	役職、実績に応じた適正な給与制度に見直す。また、他の類似自治体、民間企業などと比較し、市民から理解が得られるような各種手当に見直す。	適正化実施	→	随時把握・見直し	→	人事課
(3) 責任体制、組織運営	責任体制の明確化	17	わかりやすい役職(責任体制を明確にした役職のあり方)	平成25年度の副主査制度廃止に引き続き、組織体制と合わせて責任体制や職責による役割分担が分かるよう、役職のあり方を見直す。また、スタッフ制などの組織体制や業務内容に合わせた役職を配置する。	考え方見直し案作成	見直しに向けた調整	見直し	→	人事課
	効率的な組織と権限	18	組織間の横の連携強化と会議の効率化	組織間の連携を図る機能を強化するとともに、施策横断的な意思決定組織として各庁議がその機能を十分に果たすよう、庁議の位置づけと機能を見直して明確化する。	検討例規等改正	実施	→	→	企画政策課
		19	柔軟かつ機能的な組織運営	部内人事や組織編成の権限を部に委譲することにより、柔軟かつ機能的な組織運営体制を確立する。	調査検討	→	試行	実施	人事課
(4) 情報の発信と活用	情報の戦略的活用	20	PR組織等の創設(シティセールス推進組織の設置)	多くの人や企業などに来てもらい、定住してもらえるよう、まちの魅力、情報などを積極的に収集、PRする組織として、マーケティング課、シティセールス課などの組織を検討する。	シティセールス戦略等の調査	シティセールス推進部署の検討	シティセールス推進部署の設置、推進	→	広報課

■基本目標3「財政力の強化(持続可能な財政運営)」

今後の取り組み方向 (中分類) (小分類)		No.	項目	内容	H25	H26	H27	H28	実施を担当課
(1) 健全財政の維持	計画的な財政運営	21	中長期(10年)の財政収支見通しの作成	一定の前提条件下での人口推計や経済見通し、地方財政対策に基づく中長期(10年程度)の財政収支見通しを作成し、公表する。	現行5か年見通しの更新・公表	10か年計画の試算検討 5か年見通しの更新	10か年計画の策定・公表	更新	財政課
(2) さまざまな収入の確保	徴収体制の強化	22	市債権回収の一元整理 (「債権回収組織」の設置)	現在、各課で対応している債権回収を一元的に整理していくため、現在の市税・国保対応の「収納対策担当組織」と、将来的に滞納処分規定のない債権や私債権の滞納整理の担当「債権回収担当組織」を設け、市税と市税外の債権を効率的且つ効果的に回収を行う。	調査研究	組織検討 (準備担当)	債権一元回収の検討	実施	納税対策課
	自主財源の確保	23	地域経済の活性化と税収基盤の強化	第二テクノパークへの企業誘致を積極的に推進し、税収基盤の強化を図るとともに、市内経済活動の活性化と雇用の創出による安定的な税源の確保を目指す。	企業誘致活動の推進	→	→	→	商工観光振興課
(3) 事業の進め方の見直し	仕組みの見直し 事務事業の見直し	24	評価制度の確立 (新たな行政評価サイクルの段階的導入)	新たな行政評価及び市政運営方針策定を段階的に導入し、評価結果が予算・組織・人事に対して確実に結びつくサイクルとしていく。	段階的試行 (行政評価)	→	→	実施	企画政策課
	公共施設等のあり方の検討	25	公共施設マネジメント計画の作成と施設のあり方検討	公共施設の現状把握(白書等の作成)を行い、各施設間で改築更新等の予定を調整するための「公共施設マネジメント計画(市全体の大規模修繕計画)」を策定する。また、将来にわたり真に必要な施設サービスを提供していくため、配置や機能変更等を含めた公共施設のあり方を検討する。	庁内組織による 手順検討	施設白書の調査・策定 マネジメント計画の検討	マネジメント計画の策定	施設のあり方検討 施設のあり方針の決定	企画政策課 財政課 管財課 各施設所管課 環境・省エネ推進課